

現場代理人の常駐義務緩和措置の見直しについて

令和 2 年 7 月
南相馬市財務課

現場代理人については、本市の工事請負契約約款において工事現場ごとに常駐を義務付けているところです。しかしながら、東日本大震災や台風災害などに伴う、多くの復旧・復興工事による発注件数の増加や施工時期の重複等は、建設事業者の入札参加動向にも大きな影響をもたらしている状況にあります。

工事発注の遅れは市民生活及び本市の復旧・復興等にも支障を来たすことから、東日本大震災以降においては、一定の条件を満たす工事につきましては、現場代理人の常駐義務を緩和し、兼務を認める運用を実施しておりますが、技術者不足による入札不調の防止対策の強化を一層図るため見直しを行い運用します。

現場代理人の常駐義務緩和について

令和 2 年 7 月

1. 緩和の対象となる工事について

本市又は福島県から受注している他の工事（以下「先行工事」という。）が、次のいずれかに該当する場合は、当該先行工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることができる。

ただし、発注者（本市又は福島県）がそれぞれ現場代理人の兼務を認めた工事に限る。また、現場代理人と主任技術者の兼務は要件としない。

(1) 同一の主任技術者が管理できる工事

同一の主任技術者が管理できる工事とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事をいう。

ただし、専任の主任技術者の配置を要する工事を含む場合は当該工事を含め原則2件までを緩和の対象とする。

また、発注機関が同一であり現場間の最短経路がおおむね100m以内で、一体とした現場管理が可能な工事は、2件以上の工事の兼務を可とする。

(2) (1)のほか、特に発注者が支障がないと認めた工事

次のア及びイの要件を満たすものが対象となるが、個別の工事内容等により品質管理や安全管理に支障がないか発注者が判断する。

なお、この要件により、兼務できる工事は先行工事と併せて2件とする。

ア. 先行工事と当該工事の工事箇所が南相馬市内であること。

イ. 当該工事の契約金額が3,500万円未満（建築一式工事である場合にあつては、7,000万円未満）であり、かつ、先行工事の契約金額（予定価格）が3,500万円未満（建築一式工事である場合にあつては、7,000万円未満）であること。

※先行工事と当該工事のいずれかが1,000万円以上の場合は、下記の同一区分内の工事に限ることとし、区分を超えての兼務は不可とする。

区分1	一般土木、舗装、鋼橋上部、PC上部、しゅんせつ、塗装、法面処理、上・下水道、清掃施設、消雪、造園、さく井、グラウト（13種別）
区分2	建築、電気設備、暖冷房衛生設備、機械設備、通信設備（5種別）

※1,000万円未満の工事の場合は、上記区分の制限は設けない。

また、増額変更により請負金額が3,500万円以上となった場合においても、引き続き適用するものとする。

※福島県発注工事と兼務する場合は、同一の主任技術者が管理を行い、品質管理や安全管理等に支障がないと認められる場合において兼務することができる。
本市及び福島県がそれぞれ現場代理人の兼務を認めた場合に限るものとする。

2. 現場代理人の常駐緩和の条件

緩和を承認する場合には、工事の安全確保の観点から、次の条件を付す。

(1) 緩和が承認された工事現場において、次の事項を履行すること。なお、履行されていないことが確認された場合には、緩和の承認を取り消すものとする。

- ① 現場代理人が不在となる工事現場においては、工事現場の取締りのほか、工事の施行に関する事項を処理できる責任者を指定し必ず配置すること。
- ② 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
- ③ 現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡が取れる体制を構築すること。

※ただし、次の場合に限り上記①、②、③の義務事項を除外する。

- ・ 工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合。
- ・ 契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合。
- ・ 片方の工事が中止または休止となっている場合。

- ④ 現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し現場管理に当たること。
- ⑤ 現場代理人は、労働安全衛生法及び労働安全規則に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者などを選任すること。

また、作業主任者が必要な作業においては必ず配置すること。

(2) 緩和が承認された工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故が発生した場合は直ちに緩和の承認を取り消すものとする。

(3) 受注者が工事発注者から現場代理人の承認を取り消された際には、新たな現場代理人を配置すること。新たな現場代理人ができない場合には、工事発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。

3. 兼任の手続き

(1) 現場代理人の兼任を希望する場合には、新たに契約を締結する際に、別紙「現場代理人兼任配置届」を提出する。

(2) 手続きの手順は、別紙「現場代理人の常駐義務緩和手続きフロー」を参照のこと。

(3) 福島県発注工事と兼務する場合は、事業者において、福島県が定める様式「現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書」により福島県に申請し、承認を得たうえで、本市の「現場代理人兼任配置届」と福島県が発行した「承認書」の写しを併せて市（監督員）へ提出する。

4. 現場代理人の雇用関係

配置する現場代理人は、入札の前日において正社員（直接的かつ恒常的な雇用関係）であること。

※ 直接的かつ恒常的な雇用関係とは

直接的な雇用関係とは、技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。従って、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。

恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいう。

建設工事の適正な施工を確保するためには、技術者の持つ能力・適正等を熟知し、責任をもって工事現場に配置しなければなりません。また、当該技術者は、所属建設業者の持つ組織的技術力、支援体制等を熟知し、それらを十分かつ円滑に活用して工事管理等の業務を行う必要がある。

5. 適用開始

令和2年7月以降に契約した工事から適用する。

※上記以前に契約した工事を先行工事として緩和対象とする。